

瀬田川水系直轄砂防事業の完了に伴う引継ぎについて

政策・土木交通常任委員会資料
平成26年(2014)3月12日
土木交通部砂防課

1. 事業の経緯

- 8世紀 …… (約1300年前) 奈良・平安時代の宮殿造営や神社建立のため田上・信楽地区でスギやヒノキの一大美林が大伐採された。



陶土掘削や燃料としても伐採され殆ど全域が花崗岩の深層風化が進んだ劣悪な地質であったため、自然の力だけでは植物が再生されず荒廃したままになり、過去いくつもの土砂災害が発生した。



- 明治元 …… 洪水により淀川三川(宇治川・桂川・木津川)合流点(八幡市付近)が土砂で埋まる。
- 明治6 …… これを受けて淀川水源砂防法が施行される。
- 明治11 …… (136年前) 内務省直轄工事として瀬田川、木津川流域で砂防工事着手〈日本初〉。
- 明治30 …… 砂防法制定。
- 平成25 …… 瀬田川水系直轄事業完了。



2. 事業の完了

1878年(明治11年)より、これまで136年間、砂防えん堤や溪流保全工などの溪流工事や積苗工などの山腹工が進められてきた。

その結果、荒廃した山林は緑をとり戻すとともに、上流からの土砂流出も抑制され、土砂災害に対する安全性が向上してきたことから、平成25年度をもって直轄砂防事業が完了することとなった。

明治41年(山腹工施工前)



平成19年

3. 砂防設備の引継

砂防法第5条において、「知事に砂防設備を管理し、維持する義務がある」となっていることから、直轄砂防事業(砂防法第6条)完了後は、知事が砂防設備を引き継いで管理、維持をする必要がある。

4. 引き継ぐ主な砂防設備

えん堤工	93基	
山腹工	1,963ha	砂防指定地として管理
溪流保全工	7,033m	
谷止め工	48基	
床固工	16基	



えん堤工



山腹工



溪流保全工と床固工



谷止工

5. その他

平成25年9月の台風18号は、大津、甲賀地域にも大きな被害をもたらした。

このため、国において、瀬田川水系直轄事業区域内の被災調査を実施した結果、流出した土砂は堰堤で捕捉され、特に被災のないことが確認された。堰堤で捕捉した土砂等の除去についても国で実施された。